

# 特定危険作業 (危険性・有害性の調査を実施し、作業手順書を作成すべき作業)

## 【目的目標】

「特定危険作業」着手前にリスクアセスメント手法により潜在する危険性・有害性の洗い出し及び除去対策を検討し、作業手順書を作成、関係請負人を含め全員で確認し作業手順を確実に実行する

特記事項	1. 専門工事業者は下記に定める「特定危険作業」について作業手順書・工事計画書等を作成し現場責任者の審査・確認を受けた後作業に着手することとする。	
	2. 作業手順書・工事計画書等については危険性・有害性の調査等（リスクアセスメント手法により潜在する危険性・有害性の洗い出し及び除去・低減対策）が各工事現場毎、それぞれの状況に即した検討がなされたものであること。	
	3. 専門工事業者が作業手順書・工事計画書等の作成を行うときは、現場責任者等は作業手順の定め方並びに危険性・有害性の調査等及びその除去・低減対策等について指導助言を行なう。	
<b>【守谷商会】特定危険作業</b>		
1	車両系建設機械等を用いて行なう作業	<div style="text-align: center;"> <p><b>作業手順書</b></p> <pre> graph TD     A[作成 専門工事業者] &lt;--&gt; B[指導・助言 審査・確認 現場責任者]     B --&gt; C[作業着手]     D[改善指導 工事課長 工事部長] --&gt; C           </pre> </div>
2	車両系荷役運搬機械等を用いて行なう作業	
3	杭打・杭抜作業、杭打機の移動・組立解体作業	
4	コンクリート造の工作物の解体等の作業	
5	建物等の解体の作業	
6	足場の組立て、解体作業 (組立図・構造計算の作成も必要)	
7	作業構台（ステージ等）の組立て解体作業 (組立図・構造計算の作成も必要)	
8	地山の掘削作業	
9	土止支保工組立て解体作業 (組立図・構造計算の作成も必要)	
10	型枠支保工の組立て解体作業 (組立図・構造計算の作成も必要)	
11	鉄骨建て方作業	
12	木造建築物組立て作業	
13	デッキプレートの敷き込み作業	
14	鉄筋の組立て作業	
15	クレーン・移動式クレーン(クレーン付きトラック、重機を含む)を用いて行なう作業及び玉掛け作業	
16	高所作業車による作業	
17	クレーン、工事用エレベーター、建設用リフト等の組立て解体作業	
18	鉄橋又はコンクリート橋の架設作業	
19	有機溶剤を取り扱う作業	
20	酸素欠乏危険場所における作業（第一、二種）	
21	ずい道の掘削、支保工の組立、覆工の作業	
22	アスベスト(石綿)を取り扱う作業	
23	その他作業主任者及び作業指揮者の選任を要する作業	
24	その他作業	
	1)新規工法及び経験の少ない工法等による作業	
	2)新規材料等（化学物質等）を使用して行う作業	
	3)作業員の経験、技能等が不安な作業	
	4)その他作業で作業手順を定める時	
	5)部署又は現場で特定した作業	